

(第一部)

第四十回
国会

参議院内閣委員会會議録第二十四号

(三四六)

昭和三十七年四月二十日(金曜日)

午後二時開会

委員の異動

本日委員鍋島直昭君辞任につき、その補欠として堀見俊二君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 河野 謙三君
理事 石原幹市郎君
下村 定君
鶴岡 哲夫君

委員

上原 正吉君
大谷藤之助君
木村篤太郎君
中野 文門君
一松 定吉君
高瀬莊太郎君
国務大臣 水田三喜男君

大蔵大臣 佐藤 一郎君
大蔵省主計 谷村 裕君
大蔵省主計 平井 勉郎君
大蔵省関税局長 稲益 繁君
事務局長 伊藤 清君
常任委員 伊藤 清君
会専門員

本日の会議に付した案件

○大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(河野謙三君) これより内閣委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。本日鍋島直昭君が辞任され、堀見俊二君が選任されました。

○委員長(河野謙三君) 次に、大蔵省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案につきましては、衆議院において修正されており、その修正箇所において便宜政府から御説明を聴取いたします。佐藤政府委員。

○政府委員(佐藤一郎君) 御説明申し上げます。

修正の第一点は、定員に関する規定を除き、その他の改正規定を原案では「四月一日から施行」となっていた点を「公布の日から施行」としたものでございます。これは衆議院における審議の都合で議決が三月中に行なわれなかったため、法案全体を原案どおり「四月一日から施行する」ことを改め、事務増加のため充用を急がれておる定員増加分と、定員外職員(の定員化等、人事管理上四月一日に適用されることが必要と認められる部分)を適及し、その他の部分は「公布の日から施行する」とこととしたものでございます。

修正の第二点は、附則第三項の資産再評価法の改正規定中、再評価についての審査請求に対する処分を行なう場合を規定する第七十三条第二項を削除する規定等を修正したものであります。これは国税通則法、同法の施行等

に伴う関係法令の整備等に関する法律が設置法よりあとから提案されました。先に成立することになったために、改正の必要がなくなったものでございます。すなわち、国税通則法により、「国税に関する法律に基づく処分に対する不服申し立て」に関する規定が整備され、同法の施行等に伴う関係法令の整備等に関する法律案で、資産再評価法を含め、各実体法の審査及び訴訟にかかわる一連の条文が削除されることがなつたものであります。したが

いまして、審査にかかわる第七十三条第二項の規定のみを改正する意味がなくなつたという事情によりまして、衆議院における修正が行なわれた次第でございます。

○委員長(河野謙三君) 以上で説明は終了いたしました。それでは、これより質疑に入ります。

政府側から出席の方は、水田大蔵大臣、佐藤官房長、稲益関税局長、平井主計局長、有吉財務調査官、高田造幣局東京支局長、高木国税庁法人課長の方でございいます。

御質疑のおありの方は、順次御発言願います。

○鶴岡哲夫君 きのうの大蔵委員会で大蔵省設置法の一部改正につきまして議論しました際に、暫定手当の問題につきまして種々御質問いたしましたわけでありましたが、どうもすっきり理解がつかない点がございいますので、この点について大蔵大臣にぜひひとつお答えをいただきたい、こういうわけであり

ます。それは暫定手当を本俸に繰り入れて整備をするというふうな議論が行なわれまして、昨年の十二月に御存じのように入事院が勧告をいたしましたのであります。その勧告の内容は御存じのとおりでありまして、一段階の三分の一を無給地に支給するというやうであり

ます。一段階といふことは、今の給与の本俸の六・八％ということであり

ます。その三分の一を本年支給する、無給地に對して支給するといふのであります。三分の一でありますから、二・三％程度のものが無給地の人たちに支給される、こういう勧告になつたわけでありまして、ところが、この点

につきまして三十七年度の予算の中にこれが計上してありませぬし、さらにまた法律を改正するといふ準備も全くないわけでありまして、したがって、これはどういふ理由でそういうことになつたのかという議論になるわけであり

ますが、それに対して今まで私が伺つた範囲では、どうもこの無給地に對しまして一段階の三分の一を支給するといふことは、これは公務員の給与水準をいささか動かすことになる、人事院が民間給与との関係で勧告をい

たしまして、公務員の給与水準といふものがきまつておるのに、さらに勧告が出て、いささかこの水準を動かすといふことはあまり適當ではないといふやうなお考えの方でございいます。そこで、この二・三％程度無給地に對して支給するわけでありまして、これを公務員全体にならしますと、〇・一％ぐら

りますか、その程度——きわめて水準を動かすというにはまことに微々たる水準、〇・一かあるいは〇・二になり

ますか、その程度の水準が動くことは間違いないわけでありまして、それはよろしくないといふ見解があつたとい

うのであります。そこで水準を動かす際に考えたらどうだろう。つまりことに

のまた八月の八日あたりに入事院が勧告をするかもしれない、する、そういう際にこれをひとつ考えたらどうか、こういうことであります。そこで

まず前者の点であります、水準をいささか動かすといふことは適當性を欠くという考え方、これにつきまして私が主張しておりますのは、一昨年の十二月に入事院が暫定手当についての勧告をしておるわけでありまして、それは同一市町村内におきます暫定手当の不

均衡を是正する、つまり無給地に對しては暫定手当を支給する、それから不均衡の場合の一級地上げといふやうな措置をしたわけでありまして、これは当然給与水準に影響を及ぼすわけであり

その点をいろいろ伺うんですが、なかなかすっきりしない。これはすみやかに実施すべきだというように思っております。もつとさかのぼって申し上げますと、地域給というものが暫定手当に変わったんですが、それは昭和三十三年でありました。地域給というのを暫定手当に変えて、これを整備してゆくという考え方が国会で定まったわけでありましたが、そういう場合の主張は、政府側からの意見が強かった。整備してゆくということは、当然これは水準が変わってゆくことです。整備してゆくということは、その当時も無給地に対して、そうしてそれを本俸に繰り入れたわけですから、これは一級地の三分の一分を毎年繰り入れたんですから、水準は動く。それは毎年やられたわけですから。今回は水準が動くからいやだということは、私は筋のほうからいってもおかしいのじゃないか、そういう主張をいたしておるわけです。これに對しまして、どうもすっきりしませんので、私はこの四月一日から、かりに政府が実施されれば、当然、今度人事院が勧告をいたしますときには、すでにその中に水準は入っています。水準は入ってしまふというか、動かしただけは給与が〇・一か〇・二か上がった形で人事院としては処理できるのであります。どうもこれをやらせませんと困るわけですが、そういう点についてまず大臣どういうふうにお考えであるのか。もう一点の、給与水準を動かすときにやったほうがいいのか、ないかという意見については、もう一ぺんあらためて伺いますから、その点だけについて大臣の見解を伺いたい。

○國務大臣(水田三喜男君) 今年度の当初予算ではこの問題を見送りにしたことは事実でございますが、それは今おっしゃられたような理由以外に、問題は、予算編成期にも入ってしまつたときの勧告でございましたので、今年四月から実施するための実際において具体案がでなかつた。いろいろ検討すべき問題が多々ございまして、この点で、むしろ間に合わないかと、言つたほうが適切かもしれません。そういう理由で当初予算においては見送りとしたわけでございますが、しかし、この暫定手当の処理というものは、人事院の勧告もございまして、それでなくとも、以前から政府側としてこの処理は早晩すべきものであるというふうな考え方を持っておりまして、私どもはこの機会に、この解決は早急にしたいと思っておりますが、予算編成期においておそく勧告されたことでもございまして、今度、具体案もできましていたしたために、見送つた、こういう事情でございまして、○國務大臣 今の大臣の答弁で理由が二つになつてきたわけですね。最初、私が先ほど申し上げたように、水準をいささか動かすということについては疑問があるという点で延ばしたというところだつたのです。ところが、今、もう一つ大臣がおっしゃるのは、間に合わないことだということですね。しかし、一昨年も同じなんです。一昨年もやっぱり水準を少し動かすことになつたのです。しかも、一昨年もやっぱり十二月の勧告なんです。それを四月一日からやられた。ことしの場合、十二月十四日に勧告した。去年と同じです。それを四月からやられた。一昨年の場合と違ふのです。二つとも、

間に合わないということも、一昨年も同じく十二月なんです。勧告は、それから、水準を動かしたのも、去年も水準は幾らか動いてゐる。ことしも動くのですが、今回に限つて、ことしに限つてこういうことをおやりにならないか、ということ、筋が通らないか、という問題、御承知のように、町村合併とかそういうふうなものに伴つたアンパランスがごく局部的に生ずる問題でございまして、これは一般問題でございまして、きつめて局地的な、地域的な問題でございまして、その場合に解決することがいいということ、解決したわけでございますが、今回の場合はそうじゃなくて、これは一般的な問題でございまして、官民給与の格差というものを比較しての人事院勧告を十月に実施した直後のことでもございまして、一昨年の場合と違つて、これを一般的問題として解決するためには、いろいろ具体案を得るためには、検討すべき事項が多かつたために、さつき申しましたような、間に合わないか、という事情にございます。

○國務大臣 昨年は、町村合併によりまして同一市町村内におきます不均衡の是正、ことしはそうではなくて、無給地に対して支給していくというやり方です。ですから、その間に若干の差があることは認めます、金額に差があることは。しかし、水準を動かすことについては同じです。水準を若干動かすことについては同じです。しかも、一昨年の場合も十二月の勧告、ことし十二月の勧告、しかし今回に限つてこういうような措置をされたことは、やっぱり私は理解しにくいのです。したがつて、私はこの問題をいつまでもどうこう言ひましても今どうこうというわけにいきませんので、今後この問題について伺ひたいのであります。すみやかにひとつ実施をしていただきたい。しかし、すみやかに実施するということにいたしまして、これは法律を改正する必要がある、これは、したがつて、次の国会にもなりませう。

そこで、次の問題は、先ほど私が第二番目にあげました問題です。それは、この次に、公務員の給与水準を動かす際に考えた方がいいじゃないか、この点については、きのうの答弁では、分けるような答弁でしたけれども、事柄が違ふので分けるというふうな意味にとれたのですが、金は同じ、金には色がついていないのです。給与水準を動かす給与の勧告と、暫定手当の勧告と、金には色がついておりませんから、金の面でいいますと、どうも分けられぬのじゃないかと思ひます。そこで、疑問になります、問題にいたしておりますのは、給与水準を動かすときにこの問題を処理したいという考え方の中に、たとえば人事院の勧告を見ますと、昨年は、民間と公務員と比較した場合に、公務員は民間よりも七・三％低いと、こう出ているのです。しかし、公務員の給与は七・一％上げるということになつてゐる。ですから、〇・二％今回切つて落としたのです。さらに、この八月八日に〇・三％公務員の給与を引き上げるべきだという勧告が出たと思ひます。その場合に、たとえば、〇・三％という格好が悪いですが、さらに一〇・二、一〇・三民間より低いと出た場合に、人事院が大蔵省のそういうような見解等も配慮の上、実際は一〇・三％勧告しなければならぬのだけれども、ひとつ一〇・〇％というところで切ろう、こういうふうなことになるか、あるいは印象を受けるわけなんです。また実際公務員も、国家公務員もそういうような印象を受けるでせう。実際はその一〇・三％勧告しなければならぬのだけれども、大蔵省等の見解もあつて、暫定手当は給与水準を動かすときにどう大蔵省の見解もある、それと、財源としてそれを動かすためには実際には一〇・三％勧告しなければならぬのだが、一〇・〇％で勧告しようというところになりかねない。なると思ひます。ですから、これは人事院のことですからね、これは人事院は政府とは連絡ないと言つておるのですけれども、しかし、大蔵省の見解については、人事院は相当神経をつかつておりますから、まあ、なるのじゃないか、かというふうに思ひます。また国家公務員もそういう懸念をするのじゃないか、こういうふうに思ひます。ですから、私は、一緒にするということはいけません、分けてもらいたいということ、分けただけじゃまた誤解が及びますから、したがつて、少しさかのぼりなさい、少しさかのぼるといふことは、その頭をひねらんでもいいですよ、ちよつとしたことですよ。公務員に要するのは、年間六億八千万円です。それを一カ月さかのぼつたとすると五千万円程度の金ですが、ちよつとさかのぼらないと、どうも私は誤解を受けるという印象を持っておりますので、そこらについて、分けてもらいたい、その分けたということも、実質的に分けたというはつきり証明のつ

い、その分けたといふことも、**実質**

す。もつとこの問題ごたごたごねたい

うなことをおっしゃった。それが人事

ともにも本来なら四月一日から新予算の編成のときこそ新しいものを載り入

が、国家公務員についてはなかなか

切つて充てるとか、いろいろな無理を

は、かつて人事院も三月末に期末手当を作るべきだという勧告をしたこともありますがし、きのうの論議の中に、幾らか考えてくるんではないかという期待を持っております。したがって、そういう場合には、大蔵省としてはひとつ大きな公務員のほうに目を向けて計らつてもらうように要望いたしましたので、以上で、きょうの質問を終わりたいと思います。

○委員長（河野謙三君）　ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(河野謙三君) 速記とつて。他に御発言もなければ、本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。

本日は、これにて散会いたします。

午後二時三十九分散会

四月十九日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は二月一日)

一、外務省設置法の一部を改正する法律案

参議院事務局

印刷者 大藏省印刷局